

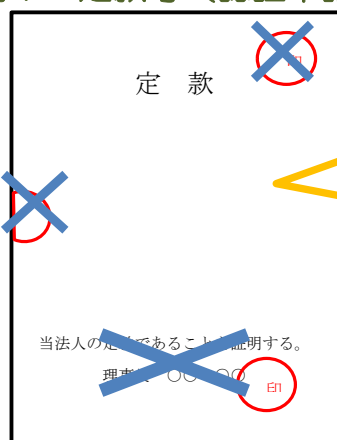


都庁舎での縦覧・閲覧時には 全ての情報（※1）が公開されます

個人の氏名等は個人情報であり、印影や口座番号は犯罪に用いられる恐れがあります。
都庁舎での縦覧・閲覧（謄写）時には、提出書類に掲載された全ての情報（※1）が公開対象となります。

個人情報保護や犯罪防止のため、かがみ文等への所定の押印を除き（※2）、提出書類の欄外の法人印・個人印の押印や原本証明、必要以上の個人情報等の記載等はお控えいただくようお願いいたします。

例1：定款等（認証申請時、閲覧書類提出時）

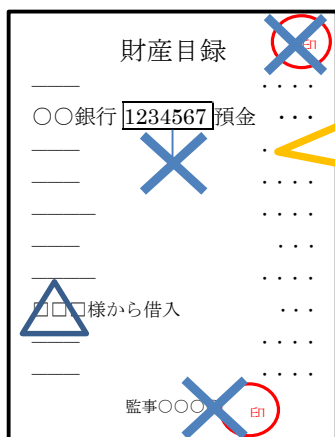


原本証明、ページごとの割印、欄外の押印等は不要です。

※設立及び定款変更認証申請時の事業計画書、活動予算書や、毎年度の事業報告時の各書類、その他各種届出についても同様です。



例2：各会計書類（事業報告書提出時等）



- 口座番号の記載は不要です。
- 欄外の法人印・個人印の押印及び証明は不要です。
- 個人名のご記載等は、お控えください。
※特に貸借対照表、財産目録等における未入金、借入金の個人氏名等。



（※1）NPO法の改正により、施行日（令和3年6月9日）以降、役員名簿・社員名簿における個人の住所・居所については、都庁舎での縦覧・閲覧の対象から除かれます。

（※2）次の書類については、書式の変更があります。

- ① 設立趣旨書、② 確認書（「住所又は居所」「印」欄を削除）
- ③ 就任承諾書及び誓約書、④ 設立総会議事録、⑤ 総会議事録、⑥ みなし総会議事録（「印」欄を削除）

問合せ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人担当

（TEL）03-5388-3095